

お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

後期高齢者医療健康診査が始まります

6月1日から、後期高齢者医療健康診査が始まります。5月末に受診券などを郵送します。早期発見するためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査を受けて、健康長寿を目指しましょう。



交通事故に遭ったときは傷病届を提出しましょう

交通事故や傷害事件など第三者の行為によって受けた傷病の場合、「傷病届」を提出することで、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、県後期高齢者医療広域連合が、一時的に立て替えた医療費を加害者に請求します。医療機関を受診する際には申し出ていただくとともに、必ず健康課まで届け出をしてください。

目指せ男女共同参画社会

No.58

6月23日(土)〜29日(金)は男女共同参画週間です

キャッチフレーズ
〜走り出せ、性別のハードルを超えて、今〜

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の形成に向け、男女共同参画社会基本法が、平成11年6月23日に公布、施行されました。

「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちの周りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは
配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの身体に対する暴力、精神的な嫌がらせなどをいいます。特に、交際中の男女間で起こるDVを「デートDV」といいます。



DVは、憲法が保障する基本的人権を否定する行為であり、DV防止法やス

この届け出(傷病届等関係書類の提出)は法律で義務付けられていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、届け出に必要な書類は、広域連合ホームページまたは健康課にあります。
※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後期高齢者医療で立て替えた医療費を加害者に請求できない場合がありますので、ご注意ください。

【届け出に必要なもの】

- 保険証、印鑑、交通事故証明書など
※交通事故証明書はお近くの警察署、交番、または香川県運転免許センターにてご相談の上、取得してください。
どんな小さな交通事故でも警察に届けて「交通事故証明書」をもらいましょう。

【提出先】

健康課



イベントピックアップ

「まち音めぐり」瀬戸内シーサイドマルシェ



日時 6月16日(土) 午前10時〜午後4時
午後6時30分〜9時
17日(日) 午前10時〜午後4時
場所 浪打八幡宮(詫間町)、マリンウェーブなど
内容 「街中に音楽を」を合言葉に、和太鼓やジャズなど、さまざまな音楽のアーティストが集結します。飲食・物販・体験コーナーなど40店舗が出店するシーサイドマルシェも同時開催。

問い合わせ にんぎょい会たくま ☎83-2350

ディアウト 瀬戸内DAYOUT2018



日時 6月9日(土)、10日(日) 午前10時〜午後4時
場所 大鷲島(仁尾町)
内容 無人島をジャックして、縦横無尽、アウトドア三昧に遊ぶ瀬戸内DAYOUT。今年も、シーカヤックやSUP、ヨガ、ツリークライミング、食と雑貨のマーケットなど、多彩なアクティビティが満載の2日間です。

問い合わせ 瀬戸内DAYOUT実行委員会 ☎080-3924-9610

トーカー規制法などの法律で規定される犯罪です。

あなたは次のような経験はありませんか？

- ◇交友関係を細かく監視される
◇メールの返信が遅いと怒られる
◇自分を最優先にしないと機嫌が悪い

お互いステキな関係になるためには

お互いを思いやる気持ちは、適切な言葉や行動で表さないと伝わりません。大切な相手を尊重し、お互いの個性や価値観を認め合うことで対等な関係を築いていきましょう。

- 〜DV・デートDV予防のために〜
・決して暴力を認めてはいけません
・嫌なことはNO!と言いましょ
・正しい知識を身に付けましょ
・困ったとき、悩んだときは相談しましょ

【DVの相談窓口】相談無料・秘密厳守

- 子育て支援課 ☎73・3665(相談専用)
県子ども女性相談センター ☎087(835) 3211
県警察総合相談センター ☎087(833) 0110
三豊警察署生活安全課 ☎72・0110
県性暴力被害者支援センター「オリブかがわ」 ☎087(802) 5566



香川県自転車利用に関する条例が4月1日に施行されました

香川県では、人口10万人当たりの自転車事故発生件数が、平成17年から7年連続ワースト1位となり、平成24年以降、事故件数は減っているものの、依然ワースト上位が続いています。全交通事故に対する自転車事故の割合も横ばいの状態です。こうした事態を踏まえ、この条例が施行されました。

条例で定められた遵守項目

自転車利用者は、歩道での押し歩きや日没30分前のライト点灯、携帯やスマホを操作しながらの運転禁止が義務付けられました。また、自転車利用者やその保護者などには点検整備が義務付けられるとともに、自転車損害保険の加入に努める必要があります。

みんなで作ろう「自転車安全王国」

条例に罰則はありませんが、義務を怠ったり、迷惑行為が原因で事故を起こした場合は、過失の認定に影響を及ぼす可能性があります。自転車運転のルールやマナーを再確認し、快適な「自転車安全王国」を目指しましょう。

問い合わせ
県くらし安全安心課 ☎087(832) 3231